

愛媛大学教育・学生支援機構学習支援コモンズ規程

令和8年3月11日
規則第23号

(趣旨)

第1条 この規程は、愛媛大学教育・学生支援機構規則第10条の2第2項の規定に基づき、愛媛大学教育・学生支援機構学習支援コモンズ（以下「コモンズ」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 コモンズは、学修者本位の教育を実現できるよう、学生の学習目標の達成及び学習に関わる課題解決の支援、キャリア支援等を企画及び実施するとともに、関係組織と連携し多様な学習ニーズに対応する支援体制を強化することを目的とする。

(業務)

第3条 コモンズは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 全学の学習支援の企画及び実施に関すること。
- (2) 学習支援に関する情報の公開及び提供に関すること。
- (3) 全学的な学習支援体制の強化に関すること。
- (4) キャリア支援及び就職支援の企画及び実施に関すること。
- (5) その他学習支援、キャリア支援及び就職支援に係る連絡調整、調査、研究等に関すること。

(組織)

第4条 コモンズに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) コモンズ長
- (2) 副コモンズ長
- (3) コモンズ員
ア 専任教員（特定職員である教員を含む。）
イ 兼任教員
ウ 事務職員

- 2 コモンズ長は、愛媛大学教育・学生支援機構長（以下「機構長」という。）が指名する副機構長をもって充てる。
- 3 副コモンズ長は、コモンズ員のうちから、コモンズ長が推薦し、機構長が任命する。
- 4 第1項第3号アのコモンズ員は、教育・学生支援機構に所属する教員のうちから、機構長が指名し任命する。
- 5 第1項第3号イ及びウのコモンズ員は、本学の教職員のうちから、当該教職員の所属する部局等の長の同意を得て、機構長が任命する。
- 6 副コモンズ長及びコモンズ員（以下「副コモンズ長等」という。）の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、副コモンズ長等の任期の末日は、当該副コモンズ長等を任命する機構長の任期の末日とする。

(職務)

第5条 コモンズ長は、コモンズの業務を掌理する。

- 2 副コモンズ長は、コモンズ長の職務を補佐する。
- 3 コモンズ員は、コモンズの業務を処理する。

(コア・アカデミック・アドバイザー)

第6条 コモンズに、機構長が定める分野の学習支援を推進するとともに、関連組織と連携し、次条に規定するアカデミック・アドバイザーを育成するため、コア・アカデミック・アドバイザーを置く。

- 2 コア・アカデミック・アドバイザーは、第4条第1項第3号アのコモンズ員のうちから、

コモンズ長が推薦し、機構長が任命する。

(アカデミック・アドバイザー)

第7条 機構長は、本学の教員、事務職員及び学生のうち、コモンズが別に定める基準により学習支援に必要な知識及び技能を有すると認める者をアカデミック・アドバイザーと認定する。

2 アカデミック・アドバイザーは、コモンズと連携し学習支援等を行う。

3 アカデミック・アドバイザーに関し必要な事項は、機構長が別に定める。

(学習支援委員会)

第8条 コモンズに、学部等及びコモンズが連携した学習支援を推進するため、学習支援委員会を置く。

2 学習支援委員会に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

(専門委員会)

第9条 コモンズに、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(事務)

第10条 コモンズに関する事務は、教育学生支援部において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、コモンズに関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。